

保護命令の追加的申立てについてQ & A

～接近禁止命令が発令されており，他の保護命令を追加する必要がある場合～

東京地方裁判所民事第9部弁論係

Tel 03 (3581) 3456 (ダイヤル)

Q 1 私に対する接近禁止命令の発令を既に受けたのですが，親族等への接近禁止命令など他の保護命令を追加して申し立てることは，できますか。

A 1 接近禁止命令の有効期間が残っている間は，親族等への接近禁止命令や電話等禁止命令を求めることができます。子への接近禁止命令も必要となる事情が生じた場合，併せて追加的に申し立てることができます。ただし，新たに発令される保護命令の有効期間は，この命令が発令されて効力を生じた日から，先に得ている申立人自身への接近禁止命令の効力が切れる日までです。

Q 2 どの裁判所に申し立てをするのですか。（東京地方裁判所へ申し立てることができるのは，どのような場合ですか。）

A 2 追加的に親族等への接近禁止命令，子への接近禁止命令，電話等禁止命令を発令することができるのは，申立人本人への接近禁止命令を審理し，発令した裁判所です。したがって，東京地方裁判所で申立人本人への接近禁止命令を得た方は，同裁判所に対して追加申立てをすることになります。

Q 3 申立てに当たり，事前に行っておくことはありますか。

A 3 今回追加申立てをするにあたり，相手方からの暴力等について，東京都女性相談センター（Tel 5 2 6 1 - 3 1 1 0），東京ウィメンズプラザ（Tel 5 4 6 7 - 2 4 5 5）などの配偶者暴力相談支援センター又は警察署（生活安全課等）に相談に行っておく必要があります（配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません。）。前回接近禁止命令の申立ての際に相談したことで足りず，今回の申立てに当たり，以前受けた暴力・脅迫を受けたこと，現在でも暴力のおそれ大きいこと，そして，今回求める親族等への接近禁止命令などの保護命令が必要であると認められる事情などを前記の機関へ赴いて相談した事実を記載しなければなりません。事前に相談をしていないときは，公証人役場において相手方から暴力を受けたことなどについての申立人の供述を記載し，その供述が真実であること

を公証人の前で宣誓した宣誓供述書を今回の保護命令の申立書に添付しなければなりません。前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないこととなりますから、注意してください。

Q 4 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか。

A 4 今回の追加申立ては新たな事件として審理されるため、新たな申立書のほかに次のような書類等が必要です。また、一般的には、申立時に添付書類や証拠書類が必要となり、その内容は「配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについてQ&A」のQ 7と同様ですが、証拠書類として、前回の保護命令申立書及び保護命令謄本の各写しを加えてください。添付書類は1部、証拠書類は2部（正本・副本）提出してください。

なお、東京地方裁判所本庁では原則として申立ての当日に裁判官の面接を受けていただきますから、申立人ご本人においでいただく必要があります。申立てから裁判官の面接が終了するまで概ね2時間から3時間程度は見込まれます。来庁予定を事前にご連絡ください。

(1) 申立手数料の収入印紙1000円

郵便切手2300円(内訳:500円×2枚, 260円×2枚, 100円×5枚, 50円×5枚, 20円×7枚, 10円×7枚, 5円×1枚, 2円×4枚, 1円×7枚)

(2) 当事者間の関係を証明する資料

ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（添付書類）

ex. 戸籍謄本, 住民票 等（当事者双方のものがが必要です。）

イ 申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料（証拠書類）

ex. 申立人及び相手方の住民票, 生活の本拠における交際時の写真, 電子メール又は手紙の写し, 住居における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し, 電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し, 本人や第三者の陳述書 等

(3) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料（証拠書類）

ex. 診断書, 受傷部位の写真, 本人や第三者の陳述書 等

(4) 相手方から今後身体的暴力を振るわれて生命, 身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料（証拠書類）

ex. 本人や第三者の陳述書, 電子メール又は手紙の写し 等

(5) 子への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは, その子の同意書（証拠書類）

※ 同意書の署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの（学校のテストや手紙等）を同時に提出してください。（添付書類）

(6) 親族等への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

① 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は,

その**法定代理人の同意書**。) (証拠書類)

※ 同意書は対象者(法定代理人)本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの(手紙、印鑑証明書、パスポートの署名欄等)を同時に提出してください。 (添付書類)

- ② 対象者の戸籍謄本、住民票。その他申立人本人との関係を証明する書類 (添付書類)
法定代理人による同意書には、これらに加えて資格証明書の提出が必要です。
(添付書類)
- ③ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など
(証拠書類)

Q 5 申立後の手続の流れはどのようになりますか。

A 5 申立人面接の終了後、通常、1週間後くらいに、相手方の意見聴取のための審尋期日が設けられます。相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。裁判所は、相手方の言い分を確認し、証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。早ければ、相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されることもあります。